

農振除外の除外基準（5要件）について

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。（必要性・代替性）

- ① 除外予定地が、その除外理由である事業または居住等の目的からみて必要最小限の面積であるか。（規模妥当性）
- ② 除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。（緊急性）
- ③ 除外の目的要件（別表）を満たしていること。
- ④ 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由があるか。
- ⑤ 自己所有のすべてについて検討したか。新たな土地取得は不可能か。
- ⑥ 農振整備計画の達成に支障がないか。
- ⑦ 農地法（農地転用許可基準）、都市計画法（開発行為許可基準）、森林法（林地開発許可基準）等他法令の許可の見込みがあること。

2号要件 農用地の集団化・農作業の効率化そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ⑧ 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部又は集落介在か。
- ⑨ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。
- ⑩ 除外が土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。
- ⑪ 日照・通風及び雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。

3号要件 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4号要件 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ⑫ ため池・防風林・かんがい排水施設・農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

5号要件 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

- ⑬ 事業完了とは工事完了の公告があった日として取り扱う。
- ⑭ 土地基盤整備事業は、防災事業など農業の生産性の向上を目的としないものを除く。

別表 「目的要件」

岐阜県の除外への同意基準

「市町村が定める農業振興地域整備計画の変更協議について」

(最終改正 令和4年4月1日、岐阜県農林水産局長) より抜粋

(c) 農用地等以外の用途に供する目的が相当であること。

このためには次の要件のいずれか一つを満たすこと。

① 公用・公共用施設又は公益上必要な施設用地

地域住民の福祉の増進もしくは地域の整備の促進のために必要な施設の用地であること。

(例) 社会福祉施設・医療施設・学校・公民館・公園・図書館・し尿処理施設・ごみ処理施設・火葬場等

② 地域住民の生活上必要と認められる施設用地

①に掲げるもののほか、地域住民の日常生活に必要な店舗、事務所、作業場等の施設の用地であること。ただし、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないものに限ること。

③ 農家住宅、農家分家住宅用地

農用地等を所有する農業従事者又はその子息等の住宅の用地であること。

④ 林地等への転用用地

農用地等を所有する農業従事者が、周辺の土地の状況、その他のやむをえない事情により林地・養魚池等の用に供する土地とするものであること。

⑤ 農業上利用不能地

災害等により、当該土地の現状が農地以外のものとなり、原状に復することが困難であり、今後農業上の利用が不可能であると認められるものであること。

⑥ 農業施策を計画又は実施するために必要な施設用地

国・県の農業施策を計画又は実施するための用に供せられる用地であること。

⑦ 特認事項

①から⑥までに掲げるもののほか、市町村の開発計画に即したものであって当該市町村の振興に資するものであるとして特に必要があると認めたもの

<中津川市で規定する特認要件>

- ・ 収用事業で居住を移転する場合の一般住宅の建築
- ・ U I ターン住宅等の入居者が地域内に住宅を建築する、又はそのための住宅を確保する場合
(一般住宅・建売住宅)
- ・ 移住・定住につながる一般住宅、建売住宅、アパートの建築 (ただし第1種農地を除く)